

鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察

花岡, 康隆 / HANAOKA, Yasutaka

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

79

(開始ページ / Start Page)

81

(終了ページ / End Page)

111

(発行年 / Year)

2013-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011328>

鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察

花岡 康隆

はじめに

信濃村上氏は清和源氏源頼信の子息頼清の流れをくむ一族である。近年、頼清は長男頼義の嫡流継承を脅かすような高い政治的立場にあったことが指摘されている^①。その子息伸宗と孫惟清は白河上皇の判官代をつとめるが、嘉保元年（一〇九四）に惟清が白河上皇を呪詛した罪によって一族が各地へ流罪となる。この時に惟清の弟盛清が信濃国更級郡村上御厨（現坂城町）へ配流され、その子為国が名字として名乗ったことが村上氏の発祥である。その後、村上氏は信濃を本拠としながら公家政權に仕える京武者^②として活動していく。村上為国は崇徳上皇の判官代をつとめ、保元の乱では上皇方に参じたが、後白河天皇の近臣藤原信西の娘を妻として長男信国を儲けていたことが考慮されたよ

うであり処罰を免れている。

その後は本稿の検討対象である鎌倉時代を経て、建武政權下では、中先代の乱を契機に、信濃守護と併存する軍事指揮権者として村上信貞が活動する^③。そして、南北朝以降、村上氏は信濃国随一の有力国人として東北信地域に勢力を築き、守護支配への抵抗を続けていく。

これまで村上氏は信濃の名族として注目されてきた。特に南北朝以降、東北信地域を基盤に守護支配に屈しない勢力として存在していたことが、南北に分割される信濃の地域的特質を考える素材としても注目されてきた。しかし、その前提となる鎌倉期については不明な部分が多い。

本稿の目的は鎌倉期の村上氏一門についての史料を網羅的に検出・整理し、その活動と存在形態を明確化することにある。まずは次章で先行研究を整理し論点を提示したい。

一、鎌倉期信濃村上氏の研究動向

戦前より村上氏は信濃の雄族として郷土史において取り上げられていたが、平安末^④・近世の動向を初めて丹念に跡づけたのは小林計一郎氏である。鎌倉期については『吾妻鏡』(以下『吾』)等をもとに以下の諸点を指摘している。

- ・鎌倉幕府が成立すると、村上基国・経業・頼時(経業子息)らが御家人として活動した。
- ・承久の乱の際、御家人の村上氏は曖昧な態度を示し、京都にいた村上氏は京方に属したため、村上氏は御家人の地位と信濃の所領を失った。乱以降、『吾』など諸史料に村上氏が見えないのはこのためである。
- ・乱後も京都にいた村上氏(安信の子孫)は朝廷に仕えて地位を保った。元弘の変の際に護良親王の身代わりとして討死した村上義光・義隆父子、建武政権期に国大将として下向してきた村上信貞はこの子孫である。

小林氏の説は信濃村上氏の基礎的研究としてその後の自治体史などに継承されていった。しかし、近年では小林氏の説の再検討がなされつつある。

小林氏の説に初めて疑問を呈したのは湯山学氏である。湯山氏は鎌倉後期における村上氏の活動徴証を指摘し、鎌

倉後期の村上氏嫡流は御家人・御内人の地位にあったと推測した。また、判官代や藏人などの名乗りのみから鎌倉期の村上氏が朝廷に仕えていたとみる先行研究を批判した。

鎌倉幕府が建治元年(一二七五)に京都六条八幡宮を造営した際に費用を負担した各国御家人を書き上げた「六条八幡宮造営注文」(以下「注文」)の発見も大きな転機となった。石井進氏は「注文」の信濃国の項に五名の村上氏一門が見えることから、村上氏は鎌倉後期においても信濃国御家人として活動しており、建武・南北朝期における村上信貞の活動の背景には前代以来の信濃の勢力基盤があったものとした^⑨。また、長野郷土史研究会は「注文」にみえる信濃国御家人の特集を組み、その中で村上氏についても個別のな検討を加えている^⑩。一方、井原今朝男氏は村上氏一門屋代氏の動向を検討し、承久の乱で幕府方に与したことを、「注文」をはじめとして鎌倉後期にも信濃国御家人としての活動徴証がみられることを指摘した^⑪。

このように、近年では鎌倉中後期の村上氏について新たな見解が示されている。しかし、いずれも部分的な検討や言及にとどまっており、改めて鎌倉期村上氏の活動徴証を収集した上で全体像を掴み直していく必要がある。

また、依然として村上氏一門の理解について混乱が見ら

れる部分も残る。その一つが、承久の乱頃を境に村上氏が『吾』から姿を消す要因である。確かに近年の研究は承久の乱以降における村上氏の活動徴証を指摘したものの、『吾』から村上氏が姿を消す要因については十分な検討がなされていない。もう一つが、本来は庶流であった村上信貞の系統が南北朝期以降、東北信地域に勢力を拡大していく背景である。特に先行研究では、鎌倉期の動向と南北朝期の動向を断絶させて理解していたように思われるが、鎌倉期村上氏一門の動向を改めて明らかにした上で、その延長線上に村上信貞の登場を位置づける必要があるだろう。

このような問題意識のもと、本章以降では鎌倉期における村上氏一門の動向について検討していきたい。

二、村上氏一門の活動

『尊卑分脉』（以下『尊』）には村上氏の祖為国の子息として信国以下多数の兄弟が記載されている。⁽¹²⁾ その多くが村上御厨内および更級郡く水内郡にかけての地名を名乗っており、村上御厨を中心に一族が東北信地域に分派した様子を示す。本章では先行研究に依拠しながら、確かな史料に活動が確認できる事例⁽¹³⁾によって、鎌倉期の村上氏一門の動向を系統ごと個別的に整理・検討したい。なお、本稿末尾

に管見に入った村上氏一門の活動徴証を一覧表として掲げた。史料の根拠として表と対応するNoを本文中に挙げる。

(1) 信国

寿永二年（一一八三）七月、入京した木曾義仲は京都と周辺地域を十一の地区に分けて配下の武士を配備した。そのうち五条から北、加茂川から東・近江境に至る地域を分担したのが村上信国である（No.3）。⁽¹⁴⁾ 信国は村上氏の祖為国の長男にあたる。この時期、村上氏一門の惣領の地位にあったのはこの信国であったとみられる。村上氏は信濃に本領を有しながら在京して権門に仕える存在であったが、義仲挙兵後は比較的早い段階から義仲に従っていたと考えられている。⁽¹⁵⁾ 信国は義仲の推挙で右馬助に任官したようである。

義仲が京都に配備した武士は義仲軍団の「首脳部」を構成する武士たちであるが、そのほとんどが義仲に対して強い自立性を保持していたという。⁽¹⁶⁾ 寿永二年十一月、義仲と後白河法皇との関係が不和になると義仲に随っていた武士の多くが後白河方に参じたが、長門本『平家物語』によれば、その時に「信濃国住人村上判官代父子七人」が義仲を離反して後白河方に参じたという（No.5）。そして、法住

寺合戦では「村上判官代」の子息「三郎判官代」が討死したという（No.5）。この「三郎判官代」は後述するように信国の弟安信に比定されるため、素直に読めば「村上判官代」とは信国の父為国となる。為国は『尊』によれば、源頼清の孫にあたる顕清もしくは盛清の子とされる。顕清・盛清は同じく頼清の孫にあたる惟清らとともに嘉保元年に白河上皇呪詛事件により流罪に処されたとされており、為国が寿永二年の法住寺合戦に参じたとかかなりの高齢になっていたことになる。この点において長門本にみえる「村上判官代」を為国とみることに問題があるが、ひとま

ず長門本の表記を素直に読んで為国としておきたい。いずれにせよ、信国を中心とする為国子息たちは後白河方に参じたが、法住寺合戦で敗れて一時的に没落することとなる。合戦の直後の寿永二年十二月三日には信国は義仲によって解官され（No.6）、その後は活動が見えなくなる。元木泰雄氏は義仲に殺害された可能性を指摘している。²⁰⁾

(2) 安信系

前述したように、法住寺合戦において村上為国の子息「三郎判官代」が討死したという（No.5）。『信濃史料』はこの人物を基国に比定するが、小林計一郎氏は為国の三男安信

に比定している。『尊』で安信は「二郎判官代」とされている点に問題は残るが、基国は法住寺合戦の後も活動が確認できるため、小林氏の指摘に従うべきであろう。

幕府成立後は安信系の人物を一次史料で確認することはできないものの、「三浦大多和系図」に注目すべき記載がある。同系図によると、大多和義成（『吾』の終見は建久年間）の女子周防局が「村上修理亮」に嫁したとされている。この人物として相応しいのは年代的にみて『尊』において「修理亮」と注記される安信の子息信村もしくは孫の胤信であろう。この「三浦大多和系図」の注記を信じるならば、安信系の村上氏は三浦氏一族と婚姻関係を結んでいたこととなり、その地位は鎌倉御家人であったとみるのが妥当であろう。想像を逞しくするならば、信村が周防局を娶り、その子息が周防局の兄大多和義胤を烏帽子親として元服して「胤」の一字を与えられ、胤信と名乗ったと見ることもできるのではないだろうか。

安信系からは元弘元年（一一三三）以降護良親王に供奉し、同三年（一一三三）に親王の身代わりとなって自害した村上義光（日）・義隆父子が登場する（No.94・95・97）。小林計一郎氏は、安信の子孫は鎌倉時代を通じて朝廷に仕えた一族であり、そのため義光・義隆父子が護良親王に仕

えたという理解を示した。

しかし、湯山学氏は護良親王の側近には南部氏・工藤氏など東国出身の武士がみられることから、義光・義隆父子を朝廷に仕えていた一族とみる必要性がないと指摘した。また、建武元年（一三三四）とされる五月二十二日付摂津国国宣案の宛所に摂津守護赤松光範の被官と共に村上少輔御房（No.99）の名がみえることから、義光・義隆父子が護良親王に仕えた背景に赤松氏との関係を想定している。赤松氏や護良親王との接点については更なる検討が必要だが、鎌倉期を通じて安信系が朝廷に仕えていたことを示す徴証はなく、鎌倉初期ではあるが三浦氏一門と婚姻を結ぶ御家人の地位にあった可能性が高いことから、筆者も義光・義隆父子は幕府に仕える御家人だったと考える。²⁰⁾

建武政権下では義光の弟信貞が国大将として信濃で活動する。これは兄義光とその子息義隆が護良親王の身代わり討死した勲功によるものとされる。²¹⁾ 南北朝期以降、この信貞の子孫が東北信地域に勢力を形成していく。

（3）基国系

『保元物語』は保元の乱で崇徳上皇方についた武士として村上判官代基国を挙げている。²²⁾ 基国は為国の次男であり、

父とともに上皇方に参じたことになるが、前述したように為国・基国父子は赦免されたようである。²³⁾

基国は『尊』において八条院蔵人とされており、この記載を信じるならば乱後に八条院（後白河の異母妹）に仕えたことになる。また、同じく『尊』において基国の弟経業は源頼政の女子を妻としたとされている。²⁴⁾ 八条院は以仁王や源頼政など反平氏勢力結集の拠点となっていたことが明らかにされている。²⁵⁾ また、頼政は拳兵以前から平家打倒の周到な計画をたて、そのための人的ネットワークを形成していたことが指摘されている。²⁶⁾ 『尊』の注記を信じれば、平氏政権下の村上氏は京武者として活動する中で八条院や源頼政といった反平氏勢力との関係を形成していたことになる。以仁王令旨を受けた村上氏一門が、早い段階から義仲に与して反平家のうごきを見せていった背景として八条院や源頼政との関係があったとみることもできよう。²⁷⁾

寿永二年十一月の法住寺合戦の記事では基国の名は見えないが、他の兄弟とともに後白河方に参じたと思われる。

元暦元年（一一八四）二月、源義経が西海の平氏追討に出陣すると、基国はそれに従軍して一ノ谷合戦で勲功を挙げている（No.7・8）。義仲を離反した村上氏一門は、義仲の没落後は入京した鎌倉軍に属して平氏追討戦に参加し

たのである。⁽³⁰⁾ なお、元暦二年(一一八五)に村上藏人が近江国金勝寺で狼藉を行い訴えられている(No.9)⁽³¹⁾。菱沼一憲氏はこの人物を基国に比定している。

(1)・(2) 項で述べた信国・安信が治承・寿永の内乱で死亡すると、かわって村上氏一門の中心となったのが基国・経業兄弟だった。⁽³³⁾ 平氏追討戦後、基国・経業は鎌倉御家人として活動する。基国は文治四年三月、頼朝の鶴岡八幡宮大般若経供養に供奉した事例(No.12)を初見として、建久八年(一一九七)三月の頼朝の善光寺供養の供奉(No.18)まで活動が確認できる。おそらく建久八年をあまり下らない時期に基国は死没したのだろう。

その後、系図に記載される基国以後の人物は『吾』などに活動徴証が見えない。⁽³⁴⁾ 前述したように小林計一郎氏は、承久の乱を契機に没落したためとみている。しかし、改めて確認しておきたいのは建治元年の「注文」に信濃国として「村上判官代入道跡 五貫」と見えること(No.84)であり、これは基国に比定されている。石井進氏も指摘するように、ここから基国系村上氏は鎌倉後期に信濃国御家人として把握されていたことが確認できるのである。⁽³⁶⁾ また、負担額こそ突出してはいないが、基国跡が村上氏一門の筆頭に記載されていることから、鎌倉後期においては基国系が嫡流と

みなされていたことが推測される。

文永八年(一二七一)十一月日関東下知状案には出雲国富田新庄比田地頭として「村上判官代入道」の名がみえる(No.83)⁽³⁷⁾。この人物の実名は不明であるが、名乗りから基国系の人物とみるべきだろう。富田庄から新庄が分立する時期は明らかではないが、佐々木義清が同庄を承久勲功地として獲得したと見られていることから村上判官代入道も承久勲功地として獲得した可能性が高い。以上の推測が正しければ、基国系は承久の乱を幕府方として戦ったことになる。

建武元年の陸奥国津軽合戦で降人となった北条氏や北条氏被官の交名である建武元年十二月十四日津軽降人交名注進状案に村上孫三郎政基と同(村上)八郎入道真元の名がみえる(No.100)。この兩名の系譜的位置づけは不明であるが、前者の政基という名乗りから「基」を通字とする基国系と推測しておきたい。陸奥国は北条氏所領が多数分布する地域であり、基国系の村上氏は鎌倉後期に北条氏被官となり陸奥の北条氏所領の給主となっていたことになる。⁽³⁸⁾

(4) 経業(明国)系

前述したように、兄弟の基国とともに鎌倉初期に御家人

として活動するのが経業である。幕府成立以前の経業の動向は明らかにならないが、法住寺合戦の際に後白河方に参じた村上氏一門の一人であったと思われる。『尊』によると、経業の子息仲盛とさらにその子息業光は後白河判官代、子息業賢は上西門院判官代をつとめていたとされる。経業は一貫して右馬助を称しているが、これは幕府成立以前に得ていたものだろう。

義仲の没落後、経業は基国とともに鎌倉軍に属したとみられ、幕府成立後は鎌倉御家人として活動する。文治元年（一一八五）十月、子息頼時とともに頼朝の勝長寿院供養に供奉した事例（No 10）を初見に、建久六年（一一九五）三月の頼朝の東大寺供養の供奉（No 22）まで活動が確認できる。建久六年を下らない時期に死没したのだろう。

基国同様、注目すべきは建治元年の「注文」に信濃国として「同馬助跡 五貫」と見える（No 84）ことであり、これは経業に比定されている。経業の系統もまた鎌倉中期には信濃国御家人として把握されていたのである。

経業の子息頼時も鎌倉前期において父の経業や伯父の基国らとともに御家人として活動する。文治元年十月の頼朝の勝長寿院供養に父の経業とともに供奉した事例がその初見である（No 10）。

鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察（花園）

頼時は在京活動も顕著である。これは村上氏が院政期において京武者として活動していた来歴に由来するものだろう。頼時は建久九年（一一九八）から承元二年（一二〇八）にかけて検非違使として京都で活動している（No 25・27・32）。建暦二年（一二一二）三月十二日には大内惟義らとともに在京奉公の労によって幕府から地頭職を拝領している（No 30）。また、建久六年以降に筑後守（従五位下相当）に任官し、元久元年（一二〇四）十一月には従五位上となっている（No 28）が、これらは在京活動を行う中で朝廷から直接得たものである。⁽⁴¹⁾

当該期は後鳥羽上皇による在京御家人の組織化がすすめられていた。御家人の王朝官職獲得に対する幕府の統制はゆるみ、後鳥羽は検非違使や国守など官位官職の授与を通じて、在京武士を西面と呼ばれる自身の軍勢力としてとりこんでいった。⁽⁴²⁾ 頼時を西面とする史料はないが、後鳥羽との関係を独自に形成しつつあったことは確かだろう。⁽⁴³⁾

頼時子孫による在京活動徴証は確認できないが、建治元年の「注文」に在京人としてみえる「源筑後前司 三貫」は頼時に比定されており⁽⁴⁴⁾（No 84）、鎌倉後期においても頼時の系統が在京御家人として活動していたことを示す。

(5) 屋代氏

『尊』によると、経業の孫が埴科郡屋代郷を名字の地としている。鎌倉期の屋代氏については井原今朝明氏の研究⁽⁴⁶⁾に詳しい。井原氏は承久三年(一二二二)六月十三・十四日に行われた承久の乱における宇治橋合戦の手負交名に屋代兵衛尉の名がみえる(No.42)ことを指摘している。また、「注文」には信濃国として「屋代藏人跡 五貫」が見える(No.84)。この「屋代藏人」は経業の曾孫仲時に比定されている⁽⁴⁶⁾。ここから、屋代氏も承久の乱を幕府方として戦い、鎌倉後期に至っても御家人の地位にあったことが確認できる。

正応三年(一二九〇)には屋代小五郎直経が子息源氏乙王に信濃国倉科荘東条を譲与して幕府から安堵を受けている(No.86)。井原氏は屋代氏一門が勢力を拡大する中で倉科荘にまで支配を広げていったものとしている。

(6) 出浦氏

出浦氏は為国の子成国を祖とする一門であり、村上御厨内の出浦(現坂城町上平)を名字の地とする⁽⁴⁷⁾。『尊』によると成国は高松院(鳥羽の皇女・二条天皇中宮)藏人であったとされる。おそらく成国も法住寺合戦の際に後白河方に

参じた村上氏一門の一人であったと思われる。鎌倉御家人としての初見は「注文」で、信濃国として「出浦藏人跡三貫」とみえる(No.84)。出浦藏人は成国に比定される。

文永十一年(一二七四)とされる若狭前河荘円栄訴状(No.83)に若狭国における六波羅探題派遣使節として出浦藏人入道行念の名が見える。また、嘉元三年(一一三〇五)とされる松田頼成縁者次第書に遠敷郡安賀荘内万代名の田地数町を保持する人物として出浦孫四郎重親の名が見える(No.92)。南北朝期の貞和年間には若狭国名田荘の沙汰付を執行した出浦彦四郎親直の活動が見えるが、これは出浦重親の子孫だろう。これら若狭で活動する出浦氏は網野善彦氏が指摘する通り村上氏一門とみてよい⁽⁴⁸⁾。出浦氏は若狭国御家人としても活動していたのである。前述したように、嘉元三年の段階で出浦重親が遠敷郡安賀荘内万代名を領有していたことが確認できるが、承久の乱で安賀土佐法橋なる人物が京方についたとされており、出浦氏は承久勲功地として若狭国安賀荘内に權益を得たものと推測できよう。

(7) 小野沢氏

小野沢氏は出浦氏の祖成国の子息仲実を祖とする。村上御厨内の小野沢(現坂城町上平)を名字の地とする⁽⁴⁹⁾。従来、

小野沢氏は得宗被官研究において触れられてきたが、村上氏一門として検討したものはなかった。⁽³²⁾

まずは小野沢氏の祖仲実(光蓮)からみていく。嘉禎元年(一二三五)七月十一日、將軍九条頼経の小御所出御に供奉した御家人に小野沢藏人の名が見える(No.44)。『尊』の仲実の注記に藏人とあり、これが仲実の活動初見になる。その後は暦仁元年(一二三八)二月十七日の將軍九条頼経上洛の供奉人として小野沢左近大夫仲実(No.45)と見える。一方で、同年十月七日条では藤原師家の死去による北条泰時派遣の弔問の使者として上洛しており(No.46)、これは泰時の被官としての活動とみることができるとされる。その後しばらくは子息時仲の活動が顕著になり仲実の活動は見えなくなるが、再び活動が確認できるのが建長三年(一二五二)八月四日関東御教書案(No.63)で、詫摩能秀への「鎌倉長布施地内一戸主」の引き渡しを幕府が小野沢仲実と後藤基政に命じた事例である。これは鎌倉中の一般行政を担当する地奉行人としての活動であるが、網野善彦氏によると鎌倉の地奉行人は二名任命され、一名が政所奉行、もう一名が得宗被官であるのが通例だったという。⁽³³⁾ 仲実は得宗北条時頼の被官として任命されたのだろう。仲実の地奉行人としての活動は文永二年(一二六五)三月(No.81)まで確

認できる。

仲実の子息時仲も活動徴証は豊富である。將軍九条頼経の五大明王院供養についての『吾』嘉禎元年六月二十九日条に供奉人として小野沢次郎の名が見える(No.43)。これが時仲の初見である。その後は、將軍九条頼嗣の近習結番に加えられた『吾』建長二年(一二五〇)十二月二十七日条(No.58)や、將軍出御の際の供奉人や弓始の射手など將軍頼嗣・宗尊親王の近習としての活動が顕著である。その一方で父同様に得宗被官としても活動する。寛元三年(一二四五)七月二十六日の北条時頼妹檜皮姫の將軍頼嗣への興入れには得宗被官の尾藤景氏らとともに供奉している(No.58)。建長二年五月二十七日には北条時頼の使者を務め(No.57)、弘長元年(一二六一)九月十九日には二所詣に供奉した工藤光泰にかわって一時的に小侍所所司の職務を代行している(No.78)。当該時期、小侍所別当は北条時宗であり、得宗被官の工藤光泰が所司を務めていた。⁽³⁴⁾

建治元年の「注文」には鎌倉中として「小野沢左近大夫入道跡 三貫」とみえる(No.84)。「小野沢左近大夫入道」は官途から判断して仲実であり、注文作成の段階における「跡」とは時仲を指しているとみてよいだろう。

仲実・時仲父子は將軍近習の御家人であるとともに、得

宗被官としての立場にもあったのである。小野沢氏が得宗被官となった契機やその明確な時期はわからないが、活動状況からみて承久の乱後に仲実が北条泰時の被官となったのは明らかである。本来は村上氏庶流であった小野沢氏は北条得宗家との密接な関係を背景に、嫡流家から自立した「鎌倉中」として把握されていたのである。

さて、建長四年（一二五二）五月十一日に一例だけ小野沢修理亮の名がみえ（No.68）、この人物は官途から時仲の兄弟実氏に比定される。実氏が『吾』に一度しか登場しない理由は不明だが、実氏の系統も注目すべき活動をみせる。一つが越中国御家人としての活動である。正嘉元年（一二五七）八月二十二日付関東裁許状案（No.71）によると、越中国石黒荘院林郷は公文政家が承久の乱で京方に与したため没収され地頭職が置かれた。その地頭職を得たのが小野沢氏であり、正嘉元年八月段階で小野沢大次郎実綱・同四郎実重・五郎盛実らの領有が確認できるのである。この裁許で地頭職は停止されてしまうが、ここから小野沢氏が承久の乱を幕府方として戦い勲功地を得たことが明らかとなる。小野沢大次郎実綱とは実氏子息として系図にみえる小野沢亮二郎実綱であろう。

実氏系も得宗被官として活動する。正応四年（一二一九）

二月、幕府は鎮西談義所奉行人を監督するため尾藤左衛門入道と小野沢亮次郎入道を派遣した（No.87）。以後、永仁二年（一二九四）まで鎮西の訴訟業務への関与が確認できる（No.91⁵⁷）。この人物の実名は不明だが名乗りから実氏系の人物と判断できる。

元亨二年（一二三二）三月には、武蔵国直弘名地頭として過分な支配を行い、中村行郷に訴えられた小野沢修理亮の後家尼信阿なる人物が確認できる（No.93）。小野沢修理亮は得宗との関係を背景に当該所領に入部してきたと見られている⁵⁸。この小野沢修理亮も実氏系の人物であろう。

なお、弘安八年（一二八五）正月、相馬胤顕が三人の子息と後家に所領譲与した際、「をのさハの入道殿」の計らいによって配分するという旨の置文を遺している（No.85）。この人物は小野沢氏の一族であることは間違いないが、時仲系か実氏系かは判断できない。小野沢氏が相馬氏の譲与に関与した理由も定かではないが、福島金治氏は相馬胤顕後家の実家の人物であった可能性を示している⁵⁹。

（8）栗田氏

栗田氏は為国の子寛覚を祖とし、代々戸隠別当をつとめた一門である。治承四年（一一八〇）、信濃で木曾義仲

が拳兵すると同年九月七日に栗田寺別当大法師範寛が義仲に与して平家方の笠原頼直と信濃国市原で戦っている(No.2)。小林計一郎氏はこの範寛を寛覚の誤りと指摘する⁽⁶¹⁾。寛覚は兄の信国らとともに義仲に参じたのだろう。

幕府成立後、栗田氏は『吾』等には活動が見えないが建治元年の「注文」に信濃国として「東田太郎跡 五貫」と見える(No.84)。これを「栗田」の誤記とみて、栗田太郎とは寛覚の子息仲国に比定されている⁽⁶²⁾。栗田氏も信濃国御家人として把握されていたのである。

元弘三年五月、新田義貞の鎌倉攻めの際、武蔵国分倍河原で安保道潭・横溝八郎等の得宗被官と共に「栗田」が討死している(No.98)。これが村上氏一門の栗田氏ならば、鎌倉末期の栗田氏は鎌倉で北条氏に仕えていたことになる。

(9) 千田氏

千田氏は為国の子仲清を祖とする一門で水内郡千田郷を名字の地とする。仲清は正治二年(一二〇〇)二月に源頼家の鶴岡八幡宮参詣に供奉している(No.26)。また、元応二年(一三一九)に八十歳で死去した鶴岡八幡宮供僧頼證は村上藏人親行の子息とされる(No.101)。親行は仲清の孫

にあたる⁽⁶³⁾。寛元二年(一二四四)には千田判官代入道蓮性が千田郷の隣郷である市村郷の市村景家と相論に及んでいるが(No.48)⁽⁶⁴⁾、この人物の実名は明らかにならない。

(10) その他

湯山学氏は「信濃国村上藏人入道」が駿河国出身の御家人で得宗被官としても活動する葛山重朝の女と婚姻を結んだとする「葛山系図」⁽⁶⁵⁾に注目し、鎌倉期の村上氏は得宗被官の地位にあったと推測している⁽⁶⁷⁾。また『尊』によると、出羽国寒河江庄を領した大江氏の大江元顕に「村上源頼清女」が嫁している。「小笠原系図」⁽⁶⁶⁾は小笠原長氏(寛元四年生まれとする)の母を「村上兵部源国忠女」とする。

これらは系図に見えるだけで詳細は不明である。しかし、鎌倉中期以降に活動した御家人の関係者に村上氏の名が見えることは、村上氏が承久の乱以降も御家人として活動していたことを反映するものだろう⁽⁶⁸⁾。

三、鎌倉期における村上氏一門の展開

二章での検討を通じて、鎌倉後期においても村上氏一門は御家人や北条氏被官として活動していたという湯山学氏や石井進氏の指摘を再確認できたと思う。本章では、改め

て時系列に沿って鎌倉期村上氏の展開をみていき、その上で、一章で提示した二つの問題点について考えたい。

(1) 鎌倉幕府成立く承久の乱

院政期以来権門と結びつき活動していた京武者は、義仲の没落・鎌倉軍の上洛を経てその多くが頼朝によって鎌倉幕府の御家人として組織されていった。⁽¹⁶⁾ 村上氏一門もまた為国の子息達が御家人として活動していく。特に、鎌倉での活動を担ったのが、法住寺合戦で死亡した信国・安信にかわって一門の中心となった基国・経業兄弟および経業の子息頼時だった。⁽¹⁷⁾

鎌倉での基国・経業兄弟および頼時の活動は主に儀式などでの將軍への供奉である。青山幹哉氏は源氏將軍が用いた行列隊形を行陣の隊形（先陣隨兵―將軍―御後―後陣隨兵）と上級貴族の隊形（近衛官人―前駈―將軍―隨兵―檢非違使）の二種に分類し、それぞれ「御後」「前駈」に含まれる御家人を初期鎌倉幕府内の高位者とみなし、源氏將軍期の幕府内階層序列を検討する素材とした。村上氏一門も基本的には「御後」もしくは「前駈」のメンバーとして位置付けられている。⁽¹⁸⁾ これは清和源氏頼信流という名門で、京武者として活動してきた来歴を反映したものであろう。⁽¹⁹⁾

特に、三代將軍実朝の京都志向が強まり、幕府の階層序列が官職にもとづく朝廷の階層意識を反映したものとなっていくと、頼時は上級貴族の隊形において大内惟義や北条義時などに次ぐ序列に位置付けられていく。⁽²⁰⁾ また、頼時は鎌倉で活動する一方、檢非違使として在京活動も行っていた。

注目すべきは建久二年（一一九一）三月四日に鎌倉の小町大路から出火した火災の記事である（No.16）。この時、小町大路にあつて焼失した御家人の家屋として、北条義時、大内惟義、比企能員・朝宗、佐々木盛綱らとともに村上基国の家屋も拳がつている。

このように、源氏將軍期における村上氏は有力御家人として位置づけられ、継続的に鎌倉で活動していた。しかし、承久元年（一二一九）を境として鎌倉から姿を消す。

前述したように、小林計一郎氏はその理由を承久の乱に求めた。村上氏一門は承久の乱で曖昧な態度を示して積極的に幕府方に与さなかった、あるいは京都にいた一族が京方に与したために幕府に重用されなくなったという可能性を提示したのである。その根拠は『吾』における承久の乱の記事や『承久記』において、幕府方と京方いずれにも村上氏の名がみえないということにあるが、再検討の必要がある。

「承久の乱で積極的に幕府方に与さなかった」という理解に対しては、近年の研究によって修正が加えられた。井原今朝男氏は屋代氏が承久の乱で幕府方に与していた徴証を指摘し、湯山学氏は村上判官代入道が承久没収地とみられる出雲国富田荘を獲得していた徴証を指摘した。本稿でも村上氏一門の小野沢氏・出浦氏が承久勲功地を獲得していた事実、出雲の村上判官代入道を基国系の人物と推測し、基国系が承久勲功地を獲得していた可能性を指摘した。

在京活動を通じて後鳥羽との関係を形成し、乱直前の段階では一門の中心的な立場にあった経業系の頼時が乱に際して如何なる態度を示したかは明らかにならない。しかし、「注文」に信濃国御家人として「村上馬助跡」（＝経業）、在京人として「源筑後前司」（＝頼時）の名が見えることから（No.84）、父子ともに京方に与さなかったことは確実であろう。その他、千田氏・栗田氏も諸史料によって乱後も御家人として存在していたことが明らかである。村上氏一門は京方には与さず、幕府方として戦ったと見るのが自然である。

そもそも、『吾』や『承久記』に見えないがその他の史料で乱における動向が明らかになる一族は枚挙に暇がない。小野沢氏や出浦氏もその例であり、両書に名が見えない

いために「曖昧な態度を示した」とみることはできない。

また、「京都にいた一族が京方に与した」とする理解も、「京都にいた一族」の存在や実態が明らかにならない以上は賛同できない。小林氏が京都で朝廷に仕えたとみる安信系村上氏は御家人であった可能性が高いことは前述の通りである。また、仮に京方に与した一族が存在したとしても、一族内で京・鎌倉に分裂した御家人の事例は数多く、一族の分裂が一族全体の没落につながったとはいえない。

であるならば、村上氏が鎌倉から姿を消す理由は承久の乱での去就と切り離して考えるべきであろう。そこで筆者が注目したいのが、村上頼時と將軍実朝との関係である。

実朝は後鳥羽上皇が主導する朝廷との融和的關係を形成していったとされる⁽²⁶⁾。また、朝廷との関係を背景に將軍権力の強化を図ったとみられ、実朝の親裁を支えた近臣の多くは源仲章などに象徴されるような京下りや在京活動を通じて後鳥羽との主従関係を形成した人物であった⁽²⁷⁾。

前述したように村上頼時は在京活動を通じて後鳥羽との関係を築いていた。また、建暦二年八月、頼時は実朝の行列供奉のために京都から鎌倉へ下向する際に藤原定家の許を訪れてその旨を伝え、鎌倉では定家の消息・和歌などを実朝に献じるとともに京都の情報を報じている（No.31・32）。

京都の定家と実朝のパイプ役としては実朝近習の内藤知親や源仲章、後鳥羽の近臣飛鳥井雅経の活動などが注目されてきたが、頼時も京都と実朝をつなぐ役割を担っていたことになる。もう一点興味深いのが、『善隣国宝記』に引用される源実朝が渡宋を企てた際の夢想の記事に、宋に派遣する近習の一人として村上次郎の名が見えることである(No.37)。この人物の実名比定は難しいが、ここからは頼時を中心とする村上氏一門が実朝の近習のような立場となっていたことが推測されるのである。

このことをふまえて注目されるのが、『吾』における頼時の終見が実朝暗殺の記事(No.41)だという事実である。周知の通り、承久元年正月二十七日に右大臣拜賀のため鶴岡八幡宮に参じた源実朝は公暁に殺害される。そして、翌二十八日条では御家人百余名がその死を悲しみ出家したという。

実朝暗殺の首謀者としては三浦氏や北条氏の名が挙げられてきた。特に五味文彦氏は、実朝が院権力への政治的従属化を進めながら将軍権力の拡大をめざしたため、それに反発した北条氏によって側近の源仲章とともに殺害されたという解釈を示した⁽²⁹⁾。また関幸彦氏は、実朝暗殺には公武協調をすすめる実朝的路線と北条氏など関東自立をすすめ

る非実朝的路線との対立が背景にあったとしている⁽³⁰⁾。この問題の可否をめぐって検討をする準備はないが、結果的に事件を契機に実朝のめざす政治路線が挫折したことは確かであろう。ここから考えられるのは、実朝の暗殺後、出家という形で政治的立場を失った実朝派の御家人や近習が数多く存在したという可能性である。村上頼時もまたその一人だったのでないだろうか。

実朝の死を境に姿を消す実朝近習の存在は頼時以外にも指摘できる。例えば、千葉氏一門東氏の和歌の家としての地位を確立させ、実朝の「無双の近侍」と呼ばれた東重胤も実朝の死後『吾』から姿を消し、子息胤行の再登場は寛喜二年(一二三〇)まで待たねばならない。前述した実朝が宋に近習を派遣する夢想の記事に筆頭として登場する葛山景倫は実朝の死によって出家し、高野山金剛三昧院の別当になったという⁽³¹⁾。

実朝と密接な関係にあった頼時の失脚を契機として村上氏(基国系・経業系)は幕府中枢から排除され、鎌倉から姿を消すこととなった⁽³²⁾。しかし、それは御家人の地位を失ったことを意味するものではない。村上氏一門は承久の乱を幕府方として戦い、乱後は信濃国御家人や在京御家人として把握されていたのである。

(2) 承久の乱後と幕府滅亡

本節では承久の乱後における一門の展開を概観した上で、建武政権期以降に村上信貞が東北信地域に勢力を拡大していく背景を考えてみたい。

村上頼時が失脚すると、しばらくは鎌倉での村上氏の活動がみえなくなる。しかし、嘉禎元年を初見に村上氏一門の小野沢氏が將軍近習御家人および得宗被官として活動をもせるようになる。基国・経業系が鎌倉から排除される一方、北条氏に接近した庶流の小野沢氏が鎌倉の活動を担っていたのである。そして、建治元年の「注文」では鎌倉中に分類される自立した御家人として把握されていく。

一方、その他の一門は鎌倉以外の地域で活動が確認できる。鎌倉後期、信濃国御家人として活動していたことが「注文」から確認できるのが基国系、経業系、屋代氏、出浦氏、栗田氏である(No.84)。基国系を筆頭とする村上氏一門はそれぞれ別個の御家人として把握されているものの、五氏で二十三貫文を負担する有力な信濃国御家人として把握されていたのである。千田氏も「注文」には名が見えないものの御家人としての活動が確認できた。天正本『太平記』には、元弘二年九月、吉野・赤坂・金剛山攻撃のため関東が派遣した軍勢のうち「甲斐・信濃の源氏七千余騎」に「武

田・小笠原・一条・下条・逸見・村上」とみえる(No.96)。この記載を信用するならば、鎌倉末期に村上氏が信濃国御家人として軍役を勤める姿を確認することができる。

承久の乱後、西国に所領を獲得して西遷する一門も存在した。若狭の出浦氏や出雲の村上判官代入道がそれである。また、村上頼時の系統は在京御家人として活動していた。

北条氏との結びつきを強めた一門も存在した。再三述べたが、小野沢氏は得宗被官として活動し武藏国に所領を得ていた。基国系とみられる村上孫三郎政基・村上八郎入道真元は陸奥国の得宗領の所職を手に入れて現地支配にあたった。近年では御家人であることと北条氏の被官であることは矛盾しないことが指摘されているが、村上氏もまた御家人であり北条氏とも被官関係を結ぶ存在だった。

以上をふまえた上で、建武政権期以降に村上信貞の系統(＝安信系)が東北信地域随一の勢力となっていく背景を考えてみたい。鎌倉期の安信系は御家人の立場にあったとみるべきと第二章で指摘したが、一門内においては、その動向すらほとんど明確にならない程度の庶流の地位にあった。そのような安信系が南北朝期以降、信濃で勢力を拡大していく一方で、基国系や経業系など、鎌倉前期には有力御家人として活動し、在国する一門の中でも中心的な地位

にあつたとみられる系統が南北朝期以降に信濃での活動を
見せなくなるのはなぜだろうか。

そこで再び注目したいのが、村上氏一門と北条氏との関係である。小野沢氏は承久の乱後、得宗家と関係を築いて鎌倉で活動していたことは前述した。一方、信濃国御家人として把握された村上氏一門も信濃における北条氏の勢力が拡大するなかで、やはり北条氏に接近していく道を選択したのではないか。信濃国は北条氏が守護職と要地の所領を掌握していたことが先学によって指摘されている。特に、千曲川沿いの東北信地域は上野から善光寺平を結ぶルートとして北条氏所領が多数分布していたことが明らかにされており、村上氏の本拠地である村上御厨の近辺においても多くの北条氏所領が検出される。小県郡では村上御厨に隣接する地域の塩田荘・小泉荘・浦野荘が、埴科・更級郡では村上御厨からみて千曲川を挟んだ東岸の坂木郷、守護領であった舟山郷、千曲川左岸の四宮荘・小坂郷などが、北条氏やその被官によって支配されていた。

このように、村上氏の本拠地は北条氏の勢力伸長の波にさらされる地域にあつたのであり、その中で村上氏が北条氏に接近していったとみるのは自然であろう。基国系とみられる村上政基らが建武元年の津軽合戦で降人となつてい

ること（No.100）はこの推測を傍証する。そしてそれは同時に基国系が北条氏の滅亡とともに没落したことも推測させる。南北朝期以降活動を見せなくなる経業系や小野沢氏も同様に没落したのである。⁽⁸⁷⁾

基国系などの一門が北条氏とともに没落する一方で、それに取って代わる形で、護良親王に接近し、親王の身代わりとなつて自害するという勲功をあげた安信系が惣領の地位を手に入れることとなる。自害した兄義光にかわつて惣領となつた村上信貞は、没落した一門の所領や北条氏所領を闕所地として獲得したと考えられる。その上で、他の一門や周囲の土豪層を被官として取り込み、東北信地域随一の勢力として急速に成長していったのではないだろうか。このような勢力基盤を背景として、中先代の乱では軍事指揮権を与えられるのである。

その後、建武政権に反旗を翻した足利尊氏は、東北信地域に形成した権益を追認する形で村上信貞を幕府方に引き入れ、更に守護小笠原氏とほぼ同格の軍事指揮権を与えた。⁽⁸⁸⁾ここに南北朝～室町期の信濃における村上氏の特異な政治的立場が形成されるのである。

おわりに

先行研究に学びつつ鎌倉期における村上氏の動向について整理・検討を加えてきた。事実関係の羅列に終始し、先学の成果を乗り越える内容になっていないことを恥じ入るばかりであるが、現段階で明らかにしうる鎌倉期村上氏の全体像と問題点について提示できたのではないだろうか。

特に三章では、承久元年を境に村上氏が『吾』から姿を消す理由を村上氏と將軍実朝との関係に求めた。また、鎌倉後期における村上氏嫡流の北条氏への接近・没落という流れを想定し村上信貞の登場をその延長線上に位置付けて理解してみた。いずれも多分に推測を含むものである。大方のご批判を仰ぎたい。

註

- (1) 元木泰雄「頼義と頼清―河内源氏の分岐点―」(『立命館文学』六二四号、二〇一二年)。
- (2) 京武者概念については元木泰雄「摂津源氏一門―軍事貴族の性格と展開―」(『史林』六十七巻六号、一九八四年)などを参照。
- (3) 村上信貞の動向や軍事指揮権については『坂城町誌 中巻

歴史編(一)』(坂城町誌刊行会、一九八一年)、松本一夫「南北朝初期幕府軍事体制の一様態―信濃国の場合―」(『信濃』五十七巻十号、二〇〇五年)を参照。

- (4) 市村成人「建武中興を中心としたる信濃勤王史攷」(信濃教育会、一九三九年)など。

- (5) 小林計一郎「村上氏について」(『信濃中世史考』吉川弘文館、一九八二年、初出一九九四年)・同「栗田氏について」(『同前』、初出一九七四年)。以下、特に断らない限り小林氏の説は前者に依る。

- (6) 村上氏について詳述した主な自治体史として、『坂城町誌 中巻 歴史編(一)』、『更埴市史 第一巻 古代・中世編』(更埴市、一九九四年)、『戸倉町誌 第二巻 歴史編上』(戸倉町誌刊行会、一九九九年)などが挙げられる。近年では一般書として笹本正治監修『村上義清と信濃村上氏』(信毎書籍出版センター、二〇〇六年)・同監修『村上義清とその一族』(信毎書籍出版センター、二〇〇七年)がある。

- (7) 湯山学「信濃―上総両村上氏と鎌倉府―金沢称名寺と村上貞頼―」(『中世南関東の武士と時宗 湯山学中世史論集 5』岩田書院、二〇一二年、初出一九九三年)。以下、特に断らない限り湯山氏の説はこれに依る。

- (8) 海老名尚・福田豊彦「田中稜氏旧蔵典籍古文書」(『六条八幡宮造営注文』について)、『国立歴史民俗博物館研究報告』四十五集、一九九二年)。

- (9) 石井進「中世の古文書を読む―建治元年六条八幡宮造営

注文の語るもの―(『新しい史料学を求めて』吉川弘文館、一九九七年)。

- (10) 長野郷土史研究会「特集 鎌倉時代の信濃御家人」(『長野』一八五号、一九九六年)。この中で小林計一郎氏自身も「注文」の信濃御家人を総括した「鎌倉時代の信濃御家人―建治元年の「六条八幡宮造営注文」を通して―」と「出浦藏人跡」を執筆している。前者において「村上流は六家あり、大きな勢力だった。村上本流は承久の乱であいまいな態度をとったため、鎌倉時代には冷遇されたらしいが、建武新政下で村上信貞が信濃惣大将として下向したのは、信濃の村上一族の力がなお強かった証拠であろう。」として、自説に部分的な修正を加えた。なお、「注文」に見える村上氏一門に言及した自治体史や論文としては『上田市誌 歴史編(四) 上田の荘園と武士』(上田市、二〇〇一年)・『長野市誌 第二巻 歴史編(原始・古代・中世)』(長野市、二〇〇〇年)・木内「勝」初期村上氏の活動と系図(『佐久』三八号、二〇〇三年)、桜井松夫「信濃の村上氏と戦国の争乱」(『信州の大紀行シリーズ7 上田大紀行』二〇一〇年)などがある。
- (11) 井原今朝男「文書からみた屋代氏の動向」(『長野県更埴市 屋代城跡範囲確認調査報告書』更埴市教育委員会、一九九五年)。以下、特に断らない限り井原氏の説はこれに依る。
- (12) 『新訂増補国史大系 尊卑分脉 三篇』一八五―一九八頁。なお、同書一八五―九頁と一九〇―七頁にそれぞれ為國以下
- 下の系譜を重複して掲載するが、記載される人名や人数・世代数などが多少異なる。先行研究では一九〇―七頁の方をより実際に近いものとして利用してきた。紙幅の都合上この問題に深く立ち入ることはできないが、本稿では先学に従い、ひとまず一九〇―七頁の系譜関係を採用した。
- (13) 前掲註5小林氏諸論文・前掲註6諸自治体史など。
- (14) 鎌倉期の一次史料に活動徴証が確認できない村上氏一門として、入山・島本・山田・平屋・今里・岡田・小野・吾妻・平地氏などが系図にみえる(前掲註4市村氏著書四二頁)。このうち入山・寄合氏については室町期以降の史料で活動が確認できる。なお、『上山田町史』(上山田町役場、一九六三年)や『戸倉町誌 第二巻 歴史編上』は『吾妻鏡』寿永元年三月五日条にみえる山田重澄を「尊卑分脉」にみえる村上為國の孫山田仲澄と同一人物とみて『吾妻鏡』に登場する山田氏を村上氏一門としているが、山田重澄は尾張国山田郡山田荘を名字の地とする武士であり(『姓氏家系大辞典』)、村上氏一門とみることはできない。
- (15) 当該時期の村上氏の動向については、浅香年木「治承・寿永の内乱論序説」(法政大学出版局、一九八一年)・菱沼一憲「木曾義仲の拳兵と東信濃・西上野地域社会」(『中世地域社会と將軍権力』汲古書院、二〇一一年、初出二〇〇四年)・前掲註1元木氏論文などを参照。
- (16) 前掲註15浅香氏著書。
- (17) 前掲註15浅香氏著書。

(18) 『中右記』嘉保元年八月十七日条(『信濃史料 第二巻』五八三頁)。

(19) 法住寺合戦については長村祥知「法住寺合戦」(『木曾義仲のすべて』新人物往来社、二〇〇八年)を参照。

(20) 前掲註一元木氏論文。

(21) 『続群書類従 第六輯上』。

(22) 南部・工藤氏は得宗被官として著名であり、近年では赤松氏も鎌倉期は御家人であり北条氏被官としての地位も有する武士であったと指摘されている(渡邊大門「赤松円心の思想と行動」(『赤松一族八人の素顔』神戸新聞総合出版センター、二〇一一年)。村上義光・義隆父子も北条氏に近い存在であった可能性もあろう)。

(23) 『長野県史 通史編三 中世二』一八頁。

(24) 『信濃史料 第三巻』五頁。

(25) 『兵範記』保元元年七月十日条は崇徳上皇方に参じた武士として源為国を挙げる。基国は建久年間まで活動がみられるため、活動年代からみて基国が保元の乱に参戦しえたかどうかは微妙であるが、『尊卑分脈』にみえる高陽院判官代という注記を信じるならば問題はない。

(26) 『尊卑分脈 三篇』一三二頁。

(27) 八条院を中心とする人的ネットワークについては、石井進「源平争乱期の八条院領―『八条院庁文書』を中心に―」(『石井進著作集 第七巻 中世史料論の現在』岩波書店、二〇〇五年、初出一九八八年)・同「源平争乱期の八条

院周辺―『八条院庁文書』を手がかりに―(同前、初出一九八八年)、五味文彦「女院と女房・侍」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年)・同「聖・媒・縁」(『日本女性生活史 第二巻』東京大学出版会、一九九〇年)を参照。
(28) 山本幸司「頼朝の精神史」(講談社、一九九八年)、野口実「京を守る義経」(『武門源氏の血脈 為義から義経まで』中央公論新社、二〇一二年)。

(29) 村上氏一門と八条院との関係は野口実「後白河院と清和源氏」(『後白河院 動乱期の天皇』吉川弘文館、一九九三年)も指摘する。なお、野口氏は「尊卑分脈」の注記から、村上氏一門のうち、後白河院関係者として为国子息の惟国・経業子息の仲盛・仲盛子息の業光を、上西門院(後白河の同母姉)関係者として为国甥の宗衡・为国子息の惟国・経業子息の業賢を挙げている。源頼朝は上西門院藏人を務めていた縁から同院の関係者と密接な関係を結んでいたことが指摘されている。村上氏一門が京武者として形成した人的ネットワークは、法住寺合戦での後白河への与同、義仲没落後の鎌倉軍への与同・平氏追討戦への参加、鎌倉御家人化という一連の動向に少なからず作用したものと思われる。

(30) 当該時期における在京武士の動向については、長村祥知「治承・寿永内乱期の在京武士」(『立命館文学』六二四号、二〇一二年)を参照。

(31) 『長野県史 通史編 第二巻 中世一』三二七頁。

- (32) 菱沼一憲「武士狼藉停止と安堵」(『中世地域社会と將軍權力』汲古書院、二〇一一年)。
- (33) 『尊卑分脈 三篇』一九二(一九三頁では明国(改経業)を兄、基国を弟とし、同書一八六(七頁では、基国を兄、経業を弟とする。あるいは本来は明国が嫡子であったが、何らかの理由で基国が嫡子となり、それによって明国も経業と改名したという可能性もある。紙幅の都合上、本稿では詳しくこの問題に言及することは避け、ひとまず小林計一郎氏の理解に従い基国を兄、経業を弟としておく)。
- (34) 諸系図によると基国の四男義基は飯田氏を称しており、『系図纂要 第十一冊下 清和源氏』(5)所収の村上飯田氏の系図によると、義基の子息飯田太郎頼基は源平内乱期の富士川合戦において討死したとされている。確かに『吾妻鏡』治承四年十月二十日条の富士川合戦の場面には源氏方の武士として飯田五郎家義とその子息飯田太郎が登場し、飯田太郎は討死しているが、これは相模国飯田郷を名字の地とする御家人である。その後も承久の乱に泰時の「御手」としてみえる飯田左近将監などが『吾妻鏡』に見えるがいずれも相模飯田氏とされる。相模飯田氏については湯山学『相模武士 全系譜とその史蹟 五』(戎光祥出版、二〇一二年)を参照。
- (35) 前掲註8海老名・福田氏論文など。
- (36) 前掲註9石井氏論文。
- (37) 『長野県史 通史編 第二卷中世』三一七頁、前掲註7湯山氏論文。
- (38) 『日本歴史地名体系 島根県の地名』(平凡社、一九九五年)。
- (39) 『新羅之記録』には十五世紀後半に松前大館の副将として相原氏を補佐した村上政儀(一五一三年死去)なる人物の名が見える。十五世紀における蝦夷ヶ島の館主は、多くが鎌倉時代に津軽・糠部地方の北条氏所領の代官であった武士たちの系譜をひくことが指摘されている(入間田宣夫「北方海域における人の移動と諸大名」(『北から見直す日本史』大和書房、二〇〇一年)。村上政儀も津軽降人交名注進状案にみえる「村上孫三郎政基」(同(村上)八郎入道真元)の末裔である可能性が指摘されている(長沼孝他編『新版 北海道の歴史 上 古代・中世・近世編』(北海道新聞社、二〇一一年)。なお、村上政儀は一四四〇年に信濃において合戦に敗れて秋田の内縁を頼って新潟から船で逃れたところ、蝦夷地の上之国泊(現江差町)に漂着、その後、厚沢部に住したという伝承がある(『樫鳥 厚沢部町の歩み 第一巻』(厚沢部町、一九六九年)。この伝承そのものは信用できないものの、津軽の村上氏の出自が信濃村上氏であったことを示唆するものとして興味深い)。
- (40) 前掲註8海老名・福田氏論文など。
- (41) 青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」(『年報中世史研究』十号、一九八五年)。
- (42) 上横手雅敬「承久の乱の諸前提」(『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇年)、平岡豊「後鳥羽院西面について」(『日

- 本史研究』三二六号、一九八八年) など。
- (43) 『尊卑分脉』は、頼時の弟頼澄を春華門院(後鳥羽上皇の皇女、一二〇九年院号宣下、一二二一年死去)の判官代とする。
- (44) 森幸夫「在京人に関する一考察」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九九八年)。
- (45) 福島正樹「屋代藏人跡」(『長野』一八五号、一九九六年)も参照。
- (46) 前掲註9石井氏論文。
- (47) 前掲註10小林氏論文「出浦藏人跡」。
- (48) 「大徳寺文書」貞和三年八月八日上杉朝定奉書案、貞和三年九月三日出浦親直請文案(『大日本古文书』)。
- (49) 網野善彦「第一章 第五節 得宗支配の進展」(福井県史通史編2 中世)一九九四年)。なお、出浦氏は戦国期に鉢形城主北条氏邦の家臣となる系統も輩出する(『両神村史料編一 中世・近世出浦家文書』(両神村、一九八五年))。
- (50) 網野善彦「第一章 第三節 承久の乱後の越前・若狭」(福井県史通史編2 中世)一九九四年)。
- (51) 小林計一郎「出浦藏人跡」(『長野』一八五号、一九九六年)。
- (52) 佐藤進一「御内と外様」(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、一九九三年)、細川重男「鎌倉政権得宗専制論」(吉川弘文館、二〇〇〇年)、末木より子「小野沢時仲」「小野沢仲実」(『北条氏系譜人名辞典』新人物往来社、二〇〇一年)など。
- (53) 『上田市誌 歴史編(四) 上田の荘園と武士』一二四頁が「注文」に小野沢氏の名が見えることを指摘し、「小野沢氏は鎌倉に常住する御家人で北条氏嫡流家にも仕えており、その活躍も目立ったものがあります」と述べるがそれ以上の検討はなされていない。
- (54) 網野善彦「鎌倉の「地」と地奉行」(『網野善彦著作集 第十三卷 中世都市論』岩波書店、二〇〇七年、初出一九七六年)。
- (55) 池田瞳「北条時宗・金沢実時期の小侍所―『吾妻鏡』を素材として―」(阿部猛編『日本史料研究会論文集1 中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年)。
- (56) 田中稔「承久の乱後の新地頭補任地(拾遺)―(鎌倉幕府御家人制度の研究) 吉川弘文館、一九九一年)。
- (57) このとき鎮西談義所に派遣された小野沢・尾藤両奉行人の活動については、佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(岩波書店、一九九三年、初版一九四三年改訂書房)・同「鎌倉幕府政治の専制化について」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九五五年)、川添昭二「鎮西談義所」(『九州文化史研究所紀要』十八号、一九七三年)などを参照。
- (58) 鈴木宏美「第一章 第四節 得宗専制政治と鎌倉幕府の滅亡」(『新編埼玉県史 通史編2 中世』埼玉県、一九八八年)、七海雅人「鎌倉幕府の武蔵国掌握過程」(『年報三田中世史研究』十号、二〇〇三年)。
- (59) 福島金治「第一編 第三章 得宗専制下の房総」(『千葉県の

歴史通史編 中世」千葉県、二〇〇七年。

- (60) 栗田氏の動向については前掲註10小林氏論文「栗田氏について」および鬼頭康之「栗田氏と栗田城址」(『長野』一八五号、一九九六年)、前掲註15菱沼氏論文などに詳しい。
- (61) 前掲註5小林氏論文「栗田氏について」。
- (62) 前掲註10小林氏論文「鎌倉時代の信濃御家人」、前掲註9石井氏論文。
- (63) 以上の事例については前掲註7湯山氏論文を参照。
- (64) この事例については、井原今朝男「第一章 北信濃の鎌倉時代 第三節 北信濃の社会と生活 一 北信濃の荘園と御厨」(『長野市誌 第二卷 歴史編 原始・古代・中世』長野市、二〇〇〇年)を参照。
- (65) 葛山重朝の兄家重は承久の乱で討死している。
- (66) 『統群書類従 第六輯下』。
- (67) ただし、葛山氏との婚姻だけで得宗被官と判断できるかは疑問である。
- (68) 『統群書類従 第五輯下』。
- (69) 鎌倉期足利氏の所領を書き上げた、永仁年間とされる「倉持文書」所収「足利氏所領奉行注文」(『鎌倉遺文』一八四四八号)に上総国の担当奉行人として村上助房の名がみえるが、佐藤博信氏はこの人物の名字の地在現在の千葉県市原市村上と指摘しており(佐藤博信「上総大坪氏のこと」『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年、初出一九八五年)、この指摘に従うならば信濃村上氏とみることとはできない。
- (70) 元木泰雄「頼朝軍の上洛」(『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (71) 基国の子息の活動がみえない理由は定かではないが、基国の子息が御家人として活動する適齢には至っていないかつた可能性などが想定できよう。
- (72) 前掲註41青山氏論文。
- (73) 初期鎌倉幕府における御家人層の階層構造を分析した菱沼一憲氏は、源氏の一族・一門に準じる「門葉門客」と呼ぶグループとして村上氏を位置付けている(菱沼一憲「源頼朝「御権威」の成立と新秩序」『中世地域社会と將軍権力』汲古書院、二〇一一年)。
- (74) 前掲註41青山氏論文。
- (75) 後鳥羽との関係を形成していた頼時がなぜ京方に与さなかったのか理由は明らかにならない。しかし、乱の際にたまたま在京していたために京方にまきこまれた武士もいたという上横手雅敬氏の指摘(前掲註42上横手氏論文)や、承久の乱で一族が分裂した御家人は、勃発時に京都と鎌倉どちらにいたかということが、いずれの陣営につくかを決定させた主要因であったという長村祥知氏の指摘(『承久の乱における一族の分裂と同心』『鎌倉』一一〇号、二〇一〇年)などをふまえると、必ずしも後鳥羽との関係が京方に与する決定的要因になったとは言えない。おそらく頼時は乱勃発時に在京していなかったのだろう。

- (76) 前掲註42上横手氏論文など。
- (77) 五味文彦「源実朝―將軍親裁の崩壊―」（『増補 吾妻鏡の方法 事実と神話にみる中世』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九七九年）。
- (78) 五味文彦「縁にみる朝幕関係―『明月記』と『吾妻鏡』の間―」（『明月記研究』五号、二〇〇〇年）など。
- (79) 前掲註77五味氏論文。
- (80) 関幸彦『ミネルヴァ日本評伝選 北条政子』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）・同『敗者の日本史六 承久の乱と後鳥羽院』（吉川弘文館、二〇一二年）。
- (81) 外山信司「鎌倉時代の東氏―東国武士の歌の家―」（『千葉県史研究』十一号別冊、二〇〇三年）などを参照。
- (82) 松崎真吾「鎌倉時代の葛山氏―葛山景倫を題材に―」（『裾野市史研究』十一号、一九九九年）などを参照。
- (83) 菱沼一憲氏は頼朝のもとで形成された「門葉門客」という御家人の階層（村上氏が含まれる）は頼朝没後にその枠組みが消滅し、多くが幕府中枢から除外されることになったと指摘する（前掲註73菱沼氏論文）。
- (84) 前掲註9石井氏論文。
- (85) 細川重男「渋谷新左衛門尉朝重―御内人と鎌倉期武家の主従制―」（『鎌倉北条氏の神話と歴史―権威と権力―』日本史料研究会、二〇〇七年、初出二〇〇五年）。
- (86) 『長野県史・通史編第二卷中世一』。
- (87) 屋代・出浦・栗田・千田氏は南北朝期以降も活動が確認できる。
- (88) 応永七年の大塔合戦の際に村上満信が率いた武士として、千田・入山・寄合氏など鎌倉期に分派したとみられる一門や、村上御厨周辺地域の地名を名乗る武士の名がみえる（『大塔物語』（『新編信濃史料叢書第二卷』））。
- (89) 南北朝、室町期における村上氏の勢力拡大については、さしあたり『長野県史・通史編第三卷中世二』や前掲註10桜井氏論文を参照。
- (90) 前掲註3松本氏論文。

〔表〕鎌倉期村上氏活動微証一覧

| No. | 年号 | 西暦 | 月 | 日 | 所見 | 実名 | 系統 | 内容 | 備考 | 出典 |
|-----|-----|------|----|----|---------------------------|----------------|-------------------|---|---------------------------------|--|
| 14 | 建久元 | 1190 | 11 | 11 | 村上右馬助経業 | 経業 | 経業系 | 源頼朝の六条八幡宮・石清水八幡宮参詣に供奉する。 | 頼時は先陣随兵、経業は後騎をつとめる。 | 『吾妻鏡』同日条 |
| 13 | 建久元 | 1190 | 11 | 7 | 村上左衛門尉頼時 村上右馬助 同判官代 | 頼時 経業 基国 | 経業系 経業系 基国系 | 源頼朝の任権大納言・石近衛大将による上洛に供奉する。 | 頼時は後陣随兵十四番を、経業・基国は後陣随兵十五番をつとめる。 | 『吾妻鏡』同日条 |
| 12 | 文治4 | 1188 | 3 | 15 | 村上左衛門尉 | 頼時 | 経業系 | 源頼朝の鶴岡八幡宮大般若経供養に供奉する。 | 御後をつとめる。 | 『吾妻鏡』同日条 |
| 11 | 文治元 | 1185 | 11 | 20 | 村上判官代 | 経伊 | 経業系 | 源義経に同行した藤原時実を京都で生け捕る。 | | 『吾妻鏡』同日条 |
| 10 | 文治元 | 1185 | 10 | 24 | 村上右馬助経業 村上左衛門尉頼時 | 経業 頼時 | 経業系 経業系 | 源頼朝の勝長寿院の供養に供奉する。 | 経業は御後、頼時は随兵をつとめる。 | 『吾妻鏡』同日条 |
| 9 | 文治元 | 1184 | 4 | — | 村上藏人 | 基国カ | 基国系 | 近江国金勝寺において狼藉をはたらき訴えられる。 | | 『金勝寺文書』元暦2年4月24日閣東下知状(平安逸文四二四二号)・元暦2年5月6日源基平義包連署下知状(平安逸文四二四六号) |
| 8 | 元暦元 | 1184 | 2 | 7 | 信濃国村上次郎判官代基国〔源為国子〕 | 基国 | 基国系 | 義経に属して摂津一ノ谷で戦う。 | | 『源平盛衰記』(信史)③三五六頁 |
| 7 | 元暦元 | 1184 | 2 | 5 | 村上次郎判官代基国 | 基国 | 基国系 | 西海の平氏軍討伐に出陣した源義経にしがたう。 | 覚一本系は「村上次郎判官代康国」とする。 | 延慶本『平家物語』(延慶本平家物語)・勉誠社 |
| 6 | 寿永2 | 1183 | 12 | 3 | 右馬助同(源) 信国 | 信国 | 信国 | 木曾義仲によって解官される。 | | 『吉記』同日条(増補史料大成) |
| 5 | 寿永2 | 1183 | 11 | 19 | 信濃国住人村上判官代父子七人 三郎判官代 | 安信 | 安信系 | 法住寺合戦において後白河法皇方として戦う。三郎判官代が討死し、のこり六人は落ち延びる。 | 延慶本では「赤塚ノ判官代父子七人」とする。 | 長門本『平家物語』(長門本平家物語)・勉誠社 |
| 4 | 寿永2 | 1183 | 11 | 13 | 信濃源氏村上上の三郎判官代 | 安信 | 安信系 | 木曾義仲が後白河法皇の法住寺殿河法皇方に参る。 | 八坂本では「村上次郎判官代基国」とする。 | 『平家物語』(信史)③二七二頁 |
| 3 | 寿永2 | 1183 | 7 | 30 | 村上太郎信国 | 信国 | 信国 | 木曾義仲が京及び周辺を十一の地区に分けて武士を配備。五条から北・加茂川から東・近江境に至る地域を分担する。 | | 『吉記』同日条(信史)③一九五頁 |
| 2 | 治承4 | 1180 | 9 | 7 | 栗田寺别当大法師範覚 | 範覚 | 栗田氏 | 木曾義仲方武士として平家方の笠原頼直と市原で戦う。 | 寛覚の誤記か。 | 『曾我物語』(新編日本古典文学全集五十三) |
| 1 | 治承4 | 1180 | — | — | 村上 | ? | ? | 源行家が以仁王令旨を伝えた信濃源氏のうち。 | | |

鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察(花園)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------|-----------------|--------------------|---------------------------------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|---------------|
| 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | |
| 建暦2 | 建暦2 | 建暦2 | 承元2 | 元久元 | 建仁2 | 正治2 | 建久9 | 建久8 | 建久6 | 建久6 | 建久5 | 建久4 | 建久4 | 建久3 | 建久2 | 建久2 | 建久2 | |
| 1212 | 1212 | 1212 | 1208 | 1204 | 1202 | 1200 | 1198 | 1197 | 1195 | 1195 | 1194 | 1193 | 1192 | 1192 | 1191 | 1191 | 1191 | |
| 9 | 8 | 3 | 1 | 11 | 7 | 2 | 1 | 3 | 5 | 3 | 12 | 11 | 4 | 11 | 7 | 3 | 2 | |
| 2 | 15 | 20 | 3 | 13 | 2 | 26 | 21 | 23 | 20 | 10 | 26 | 27 | 1 | 25 | 28 | 4 | 4 | |
| 筑後前司頼時 | 筑後前司頼時 | 頼時 | 検非違使大夫頼時 | 〔検非違使〕 検非違使頼時／従五位上源頼時 | 検非違使頼時 | 村上余三判官仲清 | 大夫尉頼時 | 村上判官代 | 村上判官代基国 | 源石馬助 | 村上左衛門尉 | 右馬助経業 | 村上左衛門尉頼時 | 村上 | 村上左衛門尉頼時 | 村上判官代(基) 国 | 村上判官代 | 村上判官代 |
| 頼時 | 頼時 | 頼時 | 頼時 | 頼時 | 頼時 | 仲清 | 頼時 | 基国 | 基国 | 経業 | 頼時 | 経業 | 頼時 | ? | 基国 | 頼時 | 基国 | 基国 |
| 経業系 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | 千田氏 | 経業系 | 基国系 | 基国系 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | ? | 基国系 | 経業系 | 基国系 | 基国系 |
| 京都の情報を報じる。 | 行列の供奉のために前後、京都から下向する。また、藤原定家の消息和歌の書籍などを源実朝に進上し、 | 藤原定家の許を訪れ、関東を下向することを伝える。 | 大内惟義らとともに在京奉公の勞により一村の地頭職を拝領する。 | 藤原家実居嗣を刃傷した頼時の従者が検非違使に渡される。 | 土御門天皇行幸に供奉する。勸賞により従五位上となる。 | 鳥羽上皇国忌により鳥羽に参る。 | 源頼家の鶴岡八幡宮参詣に供奉する。 | 後鳥羽上皇の七条院への行幸に供奉する。 | 源頼朝の善光寺参詣に供奉する。 | 源頼朝の撰津四天王寺参詣に供奉する。 | 源頼朝の東大寺供養に供奉する。 | 源頼朝の水福寺薬師堂供養に供奉する。 | 源頼朝の水福寺薬師堂供養に供奉する。 | 源頼朝の三原での巻狩に供奉して警固をつとめる。 | 源頼朝の永福寺薬師堂供養に供奉する。 | 源頼朝の永福寺薬師堂供養に供奉する。 | 鎌倉小町小路より出火した際、基国の邸宅が焼失する。 | 源頼朝の二所詣に供奉する。 |
| 在京活動。 | 在京活動。 | 在京活動 | 検非違使として在京。 | 検非違使として在京。 | 検非違使として在京。 | 後陣随兵をつとめる。 | 検非違使として在京。 | 先陣随兵をつとめる。 | 先陣随兵をつとめる。 | 頼時は随兵、経業は御後をつとめる。 | 御後をつとめる。 | 先陣随兵をつとめる。 | 御後の供奉人をつとめる。 | 後陣随兵をつとめる。 | 後陣随兵をつとめる。 | 後陣随兵をつとめる。 | 後陣随兵をつとめる。 | 後陣随兵をつとめる。 |
| 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔明月記〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔猪熊関白記〕 同日条 (大日本古記録) | 〔明月記 同日条 / 仲登主記 (大日本史料) 四編七冊四八二頁 | 〔明月記〕 同日条 (大日本史料) 四編七冊四八二頁 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔三長記〕 同日条 (増補史料大成) | 〔相良家文書〕 源頼朝善光寺参詣随兵日記 (信史) ③四七二頁 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------------------------|----------------------|--------------------------|-----------|--------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---------------|------------------|---------------------|---------------------------|--------------|-------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|------------|-----------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 52 | 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | |
| 宝治元 | 寛元3 | 寛元2 | 寛元2 | 寛元2 | 寛元2 | 暦仁元 | 暦仁元 | 嘉禎元 | 嘉禎元 | 承久3 | 承久元 | 建保6 | 建保6 | 建保6 | 建保4 | 建保4 | 建保2 | 建保元 | 建保元 | |
| 1247 | 1245 | 1244 | 1244 | 1244 | 1244 | 1238 | 1238 | 1235 | 1235 | 1221 | 1219 | 1218 | 1218 | 1218 | 1216 | 1216 | 1214 | 1213 | 1213 | |
| 5 | 7 | 8 | 6 | 6 | 1 | 10 | 2 | 7 | 6 | 6 | 1 | 12 | 7 | 6 | 1 | 3 | 7 | 8 | 8 | |
| 14 | 26 | 15 | 13 | 5 | 5 | 7 | 17 | 11 | 29 | 18 | 27 | 2 | 8 | 27 | 1 | 16 | 27 | 26 | 20 | |
| 小野沢次郎 | 小野沢二郎時仲 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢次郎時仲 | 千田判官代人道蓮性 | 小野沢次郎 | 小野沢左近大夫仲実 | 小野沢左近大夫 | 小野沢藏人 | 小野沢次郎 | 屋代兵衛尉 | 前筑後守頼時 | 源筑後前司頼時 | 前筑後守頼時 | 前筑後守頼時 | 村上次郎 | 筑後前司頼時 | 前筑後守頼時 | 筑後守頼時 | 筑後守頼時 | |
| 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | ? | 時仲 | 仲実 | 仲実 | 仲実 | 時仲 | ? | 頼時 | 頼時 | 頼時 | 頼時 | ? | 頼時 | 頼時 | 頼時 | 頼時 | |
| 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 千田氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 屋代氏 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | ? | 経業系 | 経業系 | 経業系 | 経業系 | |
| 檜皮姫の葬送に供奉する。 | 北条時頼妹檜皮姫が九条頼嗣に輿入れする際、尾藤景氏らとともに供奉する。 | 九条軍頼嗣の鶴岡八幡宮放生会に供奉する。 | 九条頼嗣の安達義景邸への御行始の牛車に供奉する。 | 論し勝訴する。 | 人勾引につき市村小次郎景家と相手五番をつとめる。 | 山内左衛門次郎とともに弓始の射時の甲問の使者として上洛する。 | 藤原師家死去にともない、北条泰時、山内左衛門次郎とともに入洛する。 | 九条頼経の上洛に供奉する。 | 九条頼経の小御所出御に祇候する。 | 承久の乱の宇治橋合戦の手負交名のうち。 | 源実朝の右大臣拜賀による鶴岡八幡宮参詣に供奉する。 | 源実朝の参詣に供奉する。 | 北条義時創建の大藏新御堂における業師如来像供養に布施取のため参候する。 | 源実朝の任左近衛大将による鶴岡八幡宮参詣に供奉する。 | 源実朝が渡宋を企てた際の夢想に、宋に派遣される近習として登場。 | ノ島参向に供奉する。 | 五位・六位の者として源実朝の江 | 源実朝の大江広元邸への出御に供奉する。 | 源実朝の大蔵寺供養に供奉する。 | 源実朝の新御所移徙に供奉する。 |
| | | 後陣随兵をつとめる。 | | | | | | | 御所随兵四十七番をつとめる。 | | 前駆をつとめる。 | | 前駆をつとめる。 | 前駆をつとめる。 | | | | 御後をつとめる。 | 御後をつとめる。 | 御後をつとめる。 |
| 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 | 〔吾妻鏡〕 同日条 |

鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察(花園)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-------------|---------------|-----------------------------------|-------------|----------|------------|----------------------|--------------------------------|----------------------|------------------|----------------|-----------------------|----------------|-----------------|--------------------|--------------|----------------|------------|-----------------|---------------|--------------------|-------------------------|---------------------|
| 73 | 72 | 71 | 70 | 69 | 68 | 67 | 66 | 65 | 64 | 63 | 62 | 61 | 60 | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | | | |
| 弘長元 | 弘長元 | 正嘉元 | 建長6 | 建長5 | 建長4 | 建長4 | 建長3 | 建長3 | 建長3 | 建長3 | 建長3 | 建長3 | 建長3 | 建長3 | 建長2 | 建長2 | 建長2 | 宝治2 | 宝治2 | 宝治2 | | | |
| 1261 | 1261 | 1257 | 1254 | 1253 | 1252 | 1252 | 1251 | 1251 | 1251 | 1251 | 1251 | 1251 | 1251 | 1251 | 1250 | 1250 | 1250 | 1248 | 1248 | 1248 | | | |
| 4 | 2 | 8 | 10 | 10 | 5 | 4 | 12 | 10 | 8 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 | 5 | 1 | 12 | 1 | 1 | | | |
| 24 | 29 | 22 | 10 | 11 | 11 | 3 | 3 | 19 | 15 | 4 | 20 | 11 | 8 | 1 | 27 | 27 | 16 | 10 | 15 | 3 | | | |
| 小野沢二郎 | 小野沢左近大夫入道光蓮 | 五郎盛実 同四郎実重 | 小野沢左次郎実綱 | 小野沢左近大夫入道光蓮 | 小野沢修理亮 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢左近大夫入道光蓮 | 小野沢次郎 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢入道光蓮 | 小野沢二郎時仲 | 小野沢二郎時仲 | 小野沢二郎 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢次郎 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢次郎 | 小野沢次郎 | 小野沢次郎 | | |
| 時仲 | 仲実 | 盛実 | 実綱 | 仲実 | 仲実 | 時仲 | 仲実 | 時仲 | 時仲 | 仲実 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | | |
| 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | | |
| 出御に供奉する | 鎌倉保々奉行人。 | 鎌倉保々奉行人。 | 越中国石黒庄院林郷地頭。円宗寺雑掌の訴えによる地頭職を停止される。 | 鎌倉保々奉行人。 | 鎌倉保々奉行人。 | 祈雨の賞を遣わす役。 | 九条頼嗣の京都還選の路次奉行をつとめる。 | 後藤基政とともに鎌倉中小町屋及売買設の禁制について奉行する。 | 九条頼嗣の北条時頼邸への出御に供奉する。 | 九条頼嗣の鶴岡放生会に供奉する。 | 一戸主を詫磨能秀に引き流す。 | 後藤基政とともに鎌倉長布施地内に供奉する。 | 九条頼嗣の二所詣に供奉する。 | 九条頼嗣の鶴岡参宮に供奉する。 | 由比浜での弓始の射手二番をつとめる。 | 椀飯の供奉人をつとめる。 | 近習の結番六番に定められる。 | 部を將軍に進上する。 | 北条時頼の使者として貞親政要一 | 九条頼嗣の方違に供奉する。 | 九条頼嗣の鶴岡八幡宮参宮に供奉する。 | 横溝七郎五郎とともに弓始の射手二番をつとめる。 | 九条頼嗣の時頼邸への御行始に供奉する。 |
| | 鎌倉地奉行人。 | 鎌倉地奉行人。 | 承久勲功地か。 | 鎌倉地奉行人。 | 鎌倉地奉行人。 | | 鎌倉地奉行人。 | 車副をつとめる | 鎌倉地奉行人。 | 御駕をつとめる。 | 御駕をつとめる。 | 車副をつとめる。 | | | | | 直垂帯劔のうち。 | | 御駕をつとめる。 | 御駕をつとめる。 | 直垂帯劔のうち。 | 帯劔直垂六位十人のうち。 | |
| 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔醍醐寺文書〕正嘉元年8月22日関東下知条案(遺八二三四) | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|-------|--|---|---|---------------------|------------------------------|-----------------------------|--|----------------|---------------|------------------------|----------------|----------|
| 88 | 87 | 86 | 85 | 84 | | 83 | 82 | 81 | 80 | 79 | 78 | 77 | 76 | 75 | 74 | |
| 正応5 | 正応4 | 正応3 | 弘安8 | 建治元 | | 文永11 | 文永8 | 文永2 | 弘長3 | 弘長元 | 弘長元 | 弘長元 | 弘長元 | 弘長元 | 弘長元 | |
| 1292 | 1291 | 1290 | 1285 | 1275 | | 1274 | 1271 | 1265 | 1263 | 1261 | 1261 | 1261 | 1261 | 1261 | 1261 | |
| | 2 | 5 | 1 | 6 | | | 11 | 3 | 8 | 9 | 9 | 8 | 8 | 7 | 4 | |
| | 3 | 14 | 4 | 27 | | | | 5 | 9 | 20 | 19 | 15 | 14 | 12 | 25 | |
| 小野沢次郎入道 | 小野沢亮次郎入道殿 | 源氏字乙王 屋代小五郎直経法師〔法名阿仏〕 | をのさハの入道殿 | 屋代藏人跡 | 出浦藏人跡 同(村上)馬助跡 | 小野沢左近大夫入道跡 筑後前司跡 村上判官代入道跡 | 出浦藏人入道行念 | 村上判官代入道 | 小野沢左近大夫入道 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢次郎時仲 | 小野沢二郎 | 小野沢次郎 | 小野沢二郎 | 小野沢次郎 | |
| ? | ? | 直経 | ? | ? | 成国 | 頼時 基国系 | ? | 仲実 | 仲実 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | 時仲 | |
| 小野沢氏 | 小野沢氏 | 屋代氏 | 小野沢氏 | 屋代氏 | 出浦氏 | 小野沢氏 | 出浦氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | |
| 尾藤内左衛門入道とともに鎮西に 下向する。 | 尾藤左衛門入道とともに鎮西奉行 人の監督のため九州に派遣される。 | 屋代直経から乙王への信濃国倉科 庄東条内田地の譲与が安堵される。 | 相馬胤顕から子息・後家等への所 領譲与を許らう。 | 屋代氏 | 「信濃国」として造営費用を負担す る。 | 「在京」として造営費用を負担する。 「鎌倉中」として造営費用を負担する。 | 業師寺通賢とともに若狭国前河莊 の相談の使節をつとめる。 | 鎌倉地奉行人。 鎌倉保々奉行人。 | 宗尊親王上洛の供奉人をつとめる。 入御に供奉する。 | 宗尊親王宮宰子の北条時頼邸への 入御に供奉する。 | 小侍所所司工藤光泰が二所請によ り不在のため、御息所の山内亭へ の出御の供奉人の着到を奉行する。 | 鶴岡八幡宮放生会に供奉する。 | 放生会供奉人に選出される。 | 宗尊親王の北条時頼邸入御に供奉 する。 | 極楽寺郎における笠懸の射手。 | |
| | | | | | | | | 承久勲功地か。 | 鎌倉地奉行人。 | | | 直垂のうち。 | | | | |
| 〔河上宮古文書写〕元徳4年正月 日肥前河上社雑掌家邦陳状写(遺 三二六六九) | 〔新編追加〕正応4年2月3日関東 御教書案(遺一七五三四) | 〔熊谷家文書〕正応3年5月14日関 東下知状(遺一七三二〇) | 〔相馬胤顕置文〕(遺一五四〇) | | 〔田中穰氏旧藏典籍古文書〕六条 八幡宮造営注文(游老名尚・福田 豊彦)〔田中穰氏旧藏典籍古文書〕 〔六条八幡宮造営注文〕について 〔国立歴史民俗博物館研究報告〕 四十五集、一九九二年 | | 〔蓬左文庫所蔵金沢文庫本齊民要術 卷九裏文書〕若狭前河莊門架訴状 (遺一一六〇二) | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 | 〔吾妻鏡〕同日条 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------|---|--------------------------|----------------------------|---|---------------|---------------------------|------------------|--|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 |
| | 建武元 | 建武元 | 元弘3 | 元弘3 | 元弘2 | 元弘2 | 元弘元 | 元亨2 | 嘉元3 | 永仁2 | 正応5 | 正応5 |
| | 1334 | 1334 | 1333 | 1333 | 1332 | 1332 | 1331 | 1322 | 1305 | 1294 | 1292 | 1292 |
| | 12 | 5 | 5 | ② | 9 | 4 | 11 | 3 | | 5 | 8 | 6 |
| | 14 | 22 | 16 | 1 | | | | | | 7 | 20 | 16 |
| | 頼證〔帥法師、信濃源氏ナリ、村上藏人親行息〕 | 同上(村上)八郎入道真元 | 村上少輔御房 | 村上少輔御房 | 村上 | 村上 | 村上彦四郎 | 小野沢修理亮後家／小野沢尼 | 出浦孫四郎重親 | 沙弥 | 沙弥 | 小野沢次郎入道殿 |
| 頼證 | 真元 | 政基 | ? | ? | 義隆 | 義光(日) | 義光(日) | ? | 重親 | ? | ? | ? |
| 千田氏 | 基国系カ | ? | 栗田氏カ | 安信系 | | 安信系 | 安信系 | 小野沢氏 | 出浦氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 | 小野沢氏 |
| 鶴岡八幡宮宝蔵坊の供僧。 | 建武元年津軽合戦の降人。 | 撰津国司、村上少輔御房らに撰津国外院高山直川原等荘の浄土寺雑掌への沙汰付を命じる。 | 武蔵国分倍河原において新田義貞勢に敗れ討死する。 | 吉野に立て籠もった護良親王の身代わりとなり自害する。 | 畿内の反幕勢力攻撃のために関東から京都に派遣された軍勢の一甲斐・信濃の源氏七千余騎のうち。 | 王に供奉し、勲功をあげる。 | 大和般若寺から紀伊熊野へ向かう護良親王に供奉する。 | 配を行ひ、中村行郷に訴えられる。 | 若狭国御家人松田十郎頼成と頼延との相論の使節を勤めるも、頼成父と従兄弟の關係にあることを指摘される。 | 尾藤内左衛門入道とともに関東御教書を施行する。 | 日付関東御教書を施行する。 | 肥前国一宮河上社の造営および神役の勤仕を御家人に催促するよう関東より命じられる。 |
| 頼證は元応2年(1320)十一月二十五日に八十歳で入滅。 | | | | | | | | | | 道か。連署する沙弥の一方が尾藤。一方が小野沢次郎入道か。 | 道か。連署する沙弥の一方が尾藤。一方が小野沢次郎入道か。 | 道か。連署する沙弥の一方が尾藤。一方が小野沢次郎入道か。 |
| 頼證は元応2年(1320)十一月二十五日に八十歳で入滅。 | | | | | | | | | | 道か。連署する沙弥の一方が尾藤。一方が小野沢次郎入道か。 | 道か。連署する沙弥の一方が尾藤。一方が小野沢次郎入道か。 | 道か。連署する沙弥の一方が尾藤。一方が小野沢次郎入道か。 |
| 鶴岡八幡宮寺供僧次第(統群書類從四下補任部) | | | | | | | | | | 「河上神社文書」永仁2年5月7日沙弥等連署施行状(遺一八五四三) | 「河上神社文書」正応5年8月20日沙弥等連署施行状(遺一七九八〇) | 「河上神社文書」正応5年6月16日関東御教書(遺一七九三三)／「同」正和4年5月27日鎮西下知状(遺二五五二二) |

※所見について：「|」は割注を示す。／()は筆者による補注を示す。
 ※年月日について：○数字は閏月を示す。／「信濃史料」は「信史」と略記して巻数(丸数字)と掲載ページを記した。／「鎌倉遺文」は遺と略記して文書番号を記した。
 ※出典について：「吾妻鏡」は国史大系本を用いた。／「信濃史料」は「信史」と略記して巻数(丸数字)と掲載ページを記した。／「鎌倉遺文」は遺と略記して文書番号を記した。

鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察(花園)

